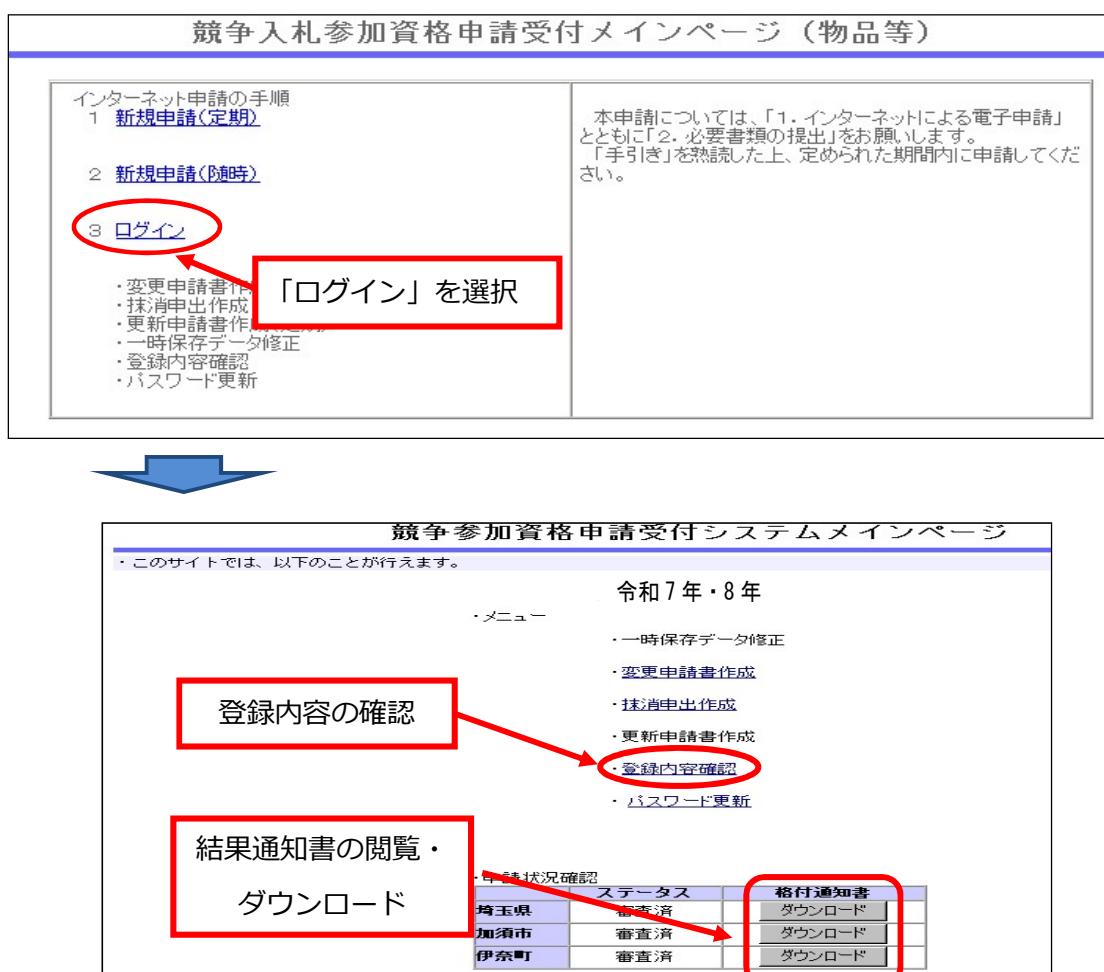


7 審査結果を確認する

審査終了後（令和7年3月末）、登録された申請担当者のメールアドレスに審査完了の連絡をします。令和7年4月1日に希望した各自治体の名簿に登録され、4月7日以降、システムで審査結果通知書のダウンロード及び登録内容の確認ができます。

(1) 審査結果通知書を確認



※ 審査結果通知書はPDF形式です。御覧いただくにはAdobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない場合は次にアクセスしてインストールしてください。

<http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html>



(2) 登録内容を変更する場合

登録内容を変更する場合、変更申請を行ってください。変更申請の対象の確認や手続き等について
は「**変更申請の手引**」を御覧ください。

8 名簿登録後の注意事項

(1) 電子証明書の取得・利用者登録

システムを利用した「電子入札」や「電子見積り合わせ」に参加するには、電子証明書の取得と、利用者登録（電子証明書をシステムで利用する手続き）が必要です。詳しくは、県のホームページ（利用可能な電子証明書）を御覧ください。電子証明書について不明な点は、埼玉県電子入札ヘルプデスクへお問い合わせください。電話 048-830-2263（平日8：30～17：00）

(2) 変更申請が必要な事項

次の事項に変更があった場合は変更申請が必要です。詳しくは「変更申請の手引」を御覧ください。

- | | |
|------------|-----------------------|
| ①本社の商号・名称 | ②代表者・代表者職名 |
| ③本社所在地 | ④契約者の商号・名称 |
| ⑤契約者・契約者職名 | ⑥契約者所在地 |
| ⑦資本金 | ⑧使用印鑑（使用印鑑届を提出している場合） |

(3) パスワードの管理

申請時に登録したパスワードの有効期限は2年間です。

パスワードを忘れた場合、パスワード再発行申請を行ってください。

(4) 報告が必要な事項

次の事項に該当した場合、速やかに埼玉県入札審査課審査担当へ連絡ください。

- ①営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- ②営業停止命令を受けたとき。
- ③個人事業主が死亡したとき。又は法人が解散したとき。
- ④地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者となったとき。
- ⑤営業に関し必要な登録、免許、許可等が取消されたとき。
- ⑥官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき。
- ⑦埼玉県内で事故等を起こしたとき。
- ⑧独占禁止法の規定による告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
- ⑨役員、使用人等が法令に違反するなど不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。また監督行政庁から行政処分を受けたとき。

(5) 競争入札参加資格の取消し等

次の事項に該当した場合、各自治体の規定により、参加資格を取消し又入札参加停止の措置を行うことがあります。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者となったとき。
- ② 次のいずれかに該当する者となったとき（不正の行為をした者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。）。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
- キ 上記により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- ク その他契約の相手方として不適当と認められる者。
- ③ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。
- ④ 電子申請又は提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。
- ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたとき。
- ⑥ 刑法第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたとき。
- ⑦ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、知事が不適格であると認めたとき。